

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	保健師助産師看護師法施行令	法令の番号	昭和28年政令第386号						
許認可等の種類	保健師免状・看護師免状の再交付	根拠条項	附則2						
審査基準	<p>再交付申請に必要な書類</p> <p>1) 申請書 2) 免許証の再交付に関する調査意見書 3) 住民票……6ヶ月以内のもの 4) 収入証紙……4,100円 5) その他……き損の場合は、き損免許証を添付</p> <p>保健師助産師看護師法施行令 附則 (経過規定)</p> <p>2 法第五十一条第一項に規定する者(以下「旧規則による保健婦」という。)、法第五十二条第一項に規定する者(以下「旧規則による助産婦」という。 )及び法第五十三条第一項に規定する者(以下「旧規則による看護婦」という。 )については、この政令中准看護師に関する規定(旧規則による助産婦については、免許証に関する規定を除く。 )を準用する。この場合において、これらの規定中「准看護師籍」とあるのは、「保健婦籍」、「助産婦名簿」又は「看護婦籍」と、「准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名」とあるのは、「保健婦試験合格の年月及び都道府県名又は学校若しくは養成所卒業の年月及びその学校若しくは養成所の名称」、「助産婦試験合格の年月及び都道府県名又は学校若しくは養成所卒業の年月及びその学校若しくは養成所の名称」又は「看護婦試験合格の年月及び都道府県名又は学校若しくは養成所卒業の年月及びその学校若しくは養成所の名称」と読み替え、「免許証」とあるのは、旧規則による保健婦については「保健婦免状」と、旧規則による看護婦については「看護婦免状」と読み替えるものとする。</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次
						標準経由期間	8日	NO	